

福島市指定障害福祉サービス事業者等の指定申請等に係る事前協議事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害者支援施設、第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者又は第51条の17第1項に規定する指定特定相談支援事業者及び児童福祉法(昭和22年法律164号)第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者並びに第24条の26第1項に規定する指定障害児相談支援事業者(以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。)の指定を受けようとする者と市との事前協議における事業計画書の取扱い及び内容等について必要な事項を定めることにより、円滑な指定及び指定変更(以下「指定等」という。)を行うことを目的とする。

(事業計画書)

第2条 指定障害福祉サービス事業者等の指定等を受けようとする者(以下「事業者」という。)は、指定等の申請を行う前に福島市長(以下「市長」という。)に指定等を受けようとする事業の種別に応じて別表に定める事業計画書を提出するものとする。

2 市長は、前項の事業計画書の内容について、事業者に必要な書類の提出を求めるとともに、必要と認められる事項について聴取するものとする。

3 市長は、事業者に対して、事業計画書の内容と福島市障がい者計画、福島市障がい福祉計画、障がい児福祉計画及び関係法令の内容の整合性が具備するよう助言することができるものとする。

(事業計画書を提出する対象者)

第3条 事業計画書を提出する者は、次の各号に定める者とする。

- (1) 障害者総合支援法第36条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者
- (2) 障害者総合支援法第37条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定の変更を受けようとする者
- (3) 障害者総合支援法第38条第1項に規定する指定障害者支援施設の指定を受けようとする者
- (4) 障害者総合支援法第39条第1項に規定する指定障害者支援施設の指定の変更を受けようとする者
- (5) 障害者総合支援法第51条の19第1項に規定する指定一般相談支援事業者の指定を受けようとする者
- (6) 障害者総合支援法第51条の20第1項に規定する指定特定相談支援事業者の指定を受けようとする者
- (7) 児童福祉法第21条の5の15第1項に規定する指定障害児通所支援事業者の指定を受けようとする者
- (8) 児童福祉法第21条の5の20第1項に規定する指定障害児通所支援事業者の指定の変更を受けようとする者
- (9) 児童福祉法第24条の28第1項に規定する指定障害児相談支援事業者の指定を受けようとする者

(事業計画書の提出)

第4条 事業計画書の提出は、法人の代表者または管理者が持参するものとする。

2 事業者は、事業計画書に次に掲げる書類を添付し提出するものとする。

- (1) 決算書
- (2) 収支予算書
- (3) 建物の平面図
- (4) 案内図
- (5) 勤務形態一覧
- (6) その他必要と認める書類

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、本取扱いに関し必要な事項は別に定める。

■別表

指定を受けようとする事業の種別	事業計画書
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護	第1号様式
療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、 自立訓練(機能訓練・生活訓練)、宿泊型自立訓練、就労移行支援、 就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、 共同生活援助、施設入所支援	第2号様式
児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、 居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援	第3号様式
一般相談支援、特定相談支援、障害児相談支援	第4号様式

附 則

1 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。